

第2回 医師の働き方改革を進めるための タスク・シフト/シェアの推進に関する検討会	参考 資料 1
令和元年 11 月 8 日	

## 医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの 推進に関する検討会 開催要綱

### 1. 趣旨

医師に対しては、2024年4月から時間外労働の上限規制が適用される。その規制の具体的内容等について検討してきた「医師の働き方改革に関する検討会」において、労働基準法体系において定める上限規制と医事法制・医療政策における対応を組み合わせ、医師の診療業務の特殊性を踏まえた働き方改革を推進していくことを内容とする報告書がとりまとめられた。

さらに、「医師の働き方改革の推進に関する検討会」を開催し、当該報告書において引き続き検討することとされた事項について、有識者の参集を得て具体的検討を進めている。

同報告書においては、医師の労働時間の短縮のために徹底して取り組んでいく必要があるとされた項目の一つに、医療従事者の合意形成のもとでの業務の移管や共同化（タスク・シフティング、タスク・シェアリング）が掲げられており、これらの取組みの推進が急務となっている。

このため、医師の時間外労働の上限規制が適用される2024年4月に向けて、医療専門職種の法令等を改めて精査し、現行制度の下で可能な領域におけるタスク・シフティングを最大限に推進できるよう、また、多くの医療専門職種それぞれが自らの能力を活かし、より能動的に対応できる仕組みを整えるための具体的検討を行う。

### 2. 検討事項

- (1) タスク・シフティング及びタスク・シェアリングの効果と具体的在り方
- (2) タスク・シフティング及びタスク・シェアリングのために必要な教育・研修等

### 3. 構成員

構成員は、別紙のとおりとする。

### 4. 運営等

- (1) 本検討会は、医政局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会においては、必要に応じ、(1)の構成員以外の学識経験者及び医療関連の専門業務に精通した者等の出席を求めることができる。
- (3) 検討会は原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。
- (4) 本検討会の庶務は、保険局の関係課の協力を得て、医政局医事課が行う。
- (5) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関し、必要な事項は、会議において定める。

(別紙)

青木	郁香	日本臨床工学技士会事務局 業務部長
秋山	智弥	岩手医科大学看護学部 特任教授
猪口	雄二	全日本病院協会 会長
今村	聡	日本医師会女性医師支援センター センター長
釜范	敏	日本医師会 常任理事
木澤	晃代	日本大学病院 看護部長
権丈	善一	慶應義塾大学商学部 教授
齋藤	訓子	日本看護協会 副会長
永井	康德	医療法人ゆうの森理事長たんぽぽクリニック
永井	良三	自治医科大学 学長
根岸	千晴	埼玉県済生会川口総合病院副院長 (麻酔科主任部長兼務)
斐	英洙	ハイズ株式会社 代表取締役
馬場	秀夫	熊本大学大学院生命科学研究部消化器外科学講座 教授